

赤磐市立豊田小学校 いじめ防止基本方針

令和3年7月 改定

いじめに関する現状と課題

現状

本校は小規模校であるため、上学年が下学年に日常的に関わったり、学年をこえて一緒に遊んだりしている。一方で、気付かないうちに友達を傷つける行動をとってしまったり、友達との関わりの中で思いを上手に伝えることができにくかったりする児童もいて、トラブルになってしまうこともある。該当児童への指導と学級指導を並行して行い、解決と未然防止を図っている。

課題

小規模校であるために友達関係が固定化しやすく、友達関係のトラブルからいじめにつながる恐れもある。また、自分の気持ちを相手にどう伝えれば良いかわからず、相手を知らず知らずのうちに傷つけてしまったり、考えを伝えることを拒んでしまったりするところから課題が見られる。全ての児童が「いじめのない安心した学校生活」を送ることができるように、生活アンケートや教育相談、日常の生活観察を通じていじめの早期発見を図り、全職員で連携していじめの未然防止に努めていく。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ対策委員会には、校長・教頭・生徒指導主事・養護教諭が参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題解決のための取組を行う。
- ・校内研修を実施し、児童への情報モラルについての教育の推進を図るとともに、保護者への啓発も実施する。
- ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設け、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のため、学期に一度アンケートをもとに教育相談(ほっとタイム)を実施するとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- ・毎週金曜日に校内委員会を開き、各学級の状況や生徒指導面で気になること等を報告し合い、全職員で共通理解と解決への対応を図る。

<重点となる取組>

- ・岡山県いじめ問題対策基本方針、学校基本方針、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- ・児童のインターネット利用実態を踏まえ、各学年で全ての児童に対して情報モラルに関する授業を毎年計画的に実施する。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

「いじめ問題」への取組にあたっては、保護者・地域・関係機関との連携は欠かせない。随時連絡を取り合ったり、協議の場を持ったりし、相互に情報交換・共有を行いながら、いじめの防止・早期発見を図ると共に、「いじめ問題」が起きた時、連携してその早期解消を目指す。

(1) 保護者との連携

PTA総会や学校便りを通じて、いじめ防止基本方針を説明し、「いじめ問題」への取組について理解を得る。また、PTA研修会や学級懇談を活用して、「いじめ問題」についての意見交換や協議を行い、いじめ防止・早期発見への意識を高める。

(2) 地域との連携

学校評議員会や民生委員・児童委員との懇談会を通じて、いじめ防止基本方針を説明し、「いじめ問題」への本校の取組について理解を得る。また、協議の場で、学校外の児童の生活について情報提供を受けると共に、本校の生徒指導上の課題について知らせ、その解決について指導・助言をいただく。さらに、見守りや気になる言動等についての連絡を依頼する。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

・必要に応じて開催

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

・毎週金曜日の校内委員会または、職員会議で、全職員に周知。

<構成メンバー>

・校外(必要に応じて)

校長の判断により必要に応じて心理・福祉等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる

・校内

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭を基本とする。

全 教 職 員

関係機関等との連携

<連携機関名>

・赤磐市教育委員会

<連携の内容>

・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW 等)の派遣

<学校側の窓口>

・教頭

<連携機関名>

・赤磐警察署

<連携の内容>

・非行防止教室の実施

・定期的な情報交換、連絡会議の開催

<学校側の窓口>

・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの未然防止

「いじめ問題」において、「いじめが起こらない学級・学校作り」等、未然防止に取り組むことが大切である。そのためには、全教職員が一致団結して、児童の「豊かな心」の育成と「好ましい人間関係」の構築に努める。また、「基礎学力」の定着と「自己有用感や自己肯定感」の育成にも努める。

(1) 「豊かな心」の育成

・人権教育の充実

いじめは、相手の人権を踏みにじる行為であり、許されるものではないことを児童に理解させることが大切である。また、全ての教育活動を通して人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育み、人権意識の高揚を図る。

・道徳教育の充実

いじめは、他人を思いやる心や人権意識の欠如が生み出すものである。授業において道徳的価値について考える中で、人としての「思いやり」「やさしさ」を育てる。

(2) 「好ましい人間関係」の構築

・学級遊びや縦割り班活動

「学級遊び」を実施することで、みんなで遊ぶ楽しさと、一人一人の良さに気付くようにする。また、「縦割り班掃除」や「縦割り班遊び」等を実施することで、年少者をいたわる心と年長者を尊敬する心を育てる。

(3) 情報モラル教育

・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学年で計画的に行う。

(4) 「基礎学力」の定着

・分かる授業の実践

特別な支援が必要な児童を含む全ての児童が課題を理解でき、進んで学習に取り組める授業を実践する。(導入の工夫、ノート指導、個別の支援 等)

・家庭学習習慣の定着

「家庭学習の手引き」、「自主学習の仕方」等を作成・配付するとともに、「メディア活用への取組(ノーメディアの実施、家庭学習の強化等)」の行事を設けることで、児童並びに家庭に対して家庭学習の重要性を啓発する。

(5) 「自己有用感や自己肯定感」の高揚

様々な活動の中に話し合いの場を設けることで、相手の意見を聞いて感想をもったり、自分の思いや考えを述べたりする力の向上を図る。このことにより、相手に自分の意見を伝えたり、相手の考えを受け止める力を育てる。

・一人一人の良さががんばりを伝え合う時間を設定することで、自分の良さを自覚し、自己肯定感を高める。

・一人一人の良さが発揮できる場を設定し、それをやり遂げるようにすることで、自己有用感を高める。

② 早期発見

いじめは、早期発見が早期解決に繋がる。早期発見のためには、教職員と児童との信頼関係の構築に努めることが大切である。また、いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあい装って行われたりするなど大人が気付くにくい形で行われることを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知して、早期発見に努める。

(1) 早期発見のための手段

・「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こる。」という基本認識に立ち、全教職員で児童の様子を見守り、日常的な観察をいねいに行うことにより、児童の小さな変化でも見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。

・毎週金曜日の放課後、「校内委員会」を開き、気になる児童について情報交換を行う。いじめの兆候が語られた場合、全教職員で当該児童及びその周囲の児童の言動を注意深く観察し、「いじめ問題」を早期に発見できるようにする。

・毎学期、児童に「生活アンケート」を行い、児童の友達関係を含む悩みや不安を調査する。その結果を元に、「ほっとタイム(教育相談)週間」を実施し、悩みや不安を持っている児童には、その詳しい内容について聞き取りをする。

(2) 相談しやすい環境づくり

・勇気を出して相談してきた児童に「全力で守る。」という教職員の姿勢を伝えると共に、他の児童の目の届かない時間や場所で相談を受ける等、実際に心身の安全を保証する手立てを用意しておく。

・「いじめを受けている児童がいる。」という周りの児童からの相談に対しても、その児童が報復を受けることがないよう、他の児童の目の届かない時間や場所を確保し、いねいにその内容を聞き取る。

・保護者がいじめに気付いた場合、すぐに相談できるような信頼関係を、日頃から築くよう努める。

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめを受けている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行う。

(1) 全職員が一致団結して対処

・「いじめ問題」を発見した時は、学級担任だけでなく抱え込むことなく、学校長以下全職員で対応について協議し、的確な役割分担をしてその解決にあたる。

・綿密な情報収集と正確な事実確認を元に、いじめられている児童の心身の安全を保証すると共に、いじめている児童に対しては、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう配慮しながらも、毅然とした態度で粘り強く指導にあたる。

・周りの児童に対しては、「直接いじめなくても、はやし立てたり、見て見ぬふりをするのは、いじめと同じである。」ことを指導する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携して対処

・「いじめ問題」が起きた時は、家庭との連携を一層密にして、学校の取組状況を随時報告すると共に、家庭での様子や友達関係の情報提供を求め、指導に生かすようにする。

・必要に応じて、市教育委員会、民生委員、児童委員、主任児童委員、青少年育成センター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に相談し、指導・助言や支援を要請する。